

## 山形県認知症施策推進計画素案における個別施策の概要

第4章 認知症の正しい理解の推進	第5章 医療と介護分野の対応力強化	第6章 認知症の人と家族にやさしい共生地域づくり
<p>1 認知症に対する正しい知識の普及促進（8～10頁）</p> <p>(1) 認知症サポーターの養成 (2) 認知症に対する正しい理解に向けた広報・啓発 (3) 早期診断・重症化予防の啓発</p> <p>&lt;ポイント&gt; □福祉・教育の両部門が連携して認知症サポーター養成講座を推進 ◎キャラバン・メイト養成研修への本人参画 ◎本人・家族の理解を前提に「(仮称)やまがた希望大使」の任命を含めた本人発信の支援を検討 ◎早期診断・重症化予防の視点による啓発（認知症予防の日等）</p>	<p>1 早期診断のための医療提供体制の整備（16～18頁）</p> <p>(1) 医療従事者の認知症対応力の向上 (2) 認知症疾患医療センターを核とした医療提供体制の整備</p> <p>&lt;ポイント&gt; ◎症例検討等の実践的な内容を盛り込んだ認知症サポート医フォローアップ研修の新設 □アルツハイマー病の疾患修飾薬の保険収載を踏まえた認知症疾患医療センターの体制強化及び医療介護連携の推進</p>	<p>1 認知症の人の社会参加の推進（23～24頁）</p> <p>(1) ピアサポート活動の推進 (2) 認知症の人の社会参加の機会の確保</p> <p>&lt;ポイント&gt; □ピアサポート活動の拠点となる認知症カフェ、各種つどいの知名度の向上に向けた啓発活動の推進 ●市町村によるチームオレンジ整備への支援 ●若年性認知症支援コーディネーターによるワンストップでの支援</p>
<p>2 認知症予防の推進（11～12頁）</p> <p>(1) 健康づくりの推進 (2) 地域における人との繋がりへの促進 (3) 高齢者の社会参加の促進</p> <p>&lt;ポイント&gt; ●「第2次健康やまがた安心プラン」に基づく、運動習慣の定着や望ましい食生活の普及 ●専門職と連携した通いの場の活性化に向けた取組みの推進 ◎認知症やフレイルの危険因子とされている難聴に関する啓発活動の推進</p>	<p>2 重症化予防のための介護提供体制の整備（19～20頁）</p> <p>(1) 介護従事者の認知症対応力の向上 (2) 介護人材の確保・定着及び生産性の向上</p> <p>&lt;ポイント&gt; ●認知症介護実践者等研修による体系的な研修の実施 ○「山形県介護職員サポートプログラム」に基づく、多様な人材の確保、介護職員の育成、確保及び定着対策の充実・強化</p>	<p>2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進（25～27頁）</p> <p>(1) 地域における生活支援体制の整備 (2) 買い物・移動支援の推進 (3) 地域において見守るための体制の整備</p> <p>&lt;ポイント&gt; □生活支援コーディネーターによる地域資源マップの作成の推進 ○地域公共交通の維持確保を図るための交通事業者や市町村に対する運行支援 ○県警等と連携した見守り体制の機能強化</p>
<p>3 相談体制の充実強化（13～15頁）</p> <p>(1) 認知症相談・交流拠点における相談機能の充実強化 (2) 若年性認知症の人への支援の充実強化 (3) 認知症カフェにおける効果的な取組みの推進</p> <p>&lt;ポイント&gt; ●認知症相談・交流拠点における個別相談の実施 □若年性認知症支援コーディネーターと市町村の認知症地域支援推進員の連携強化 □認知症カフェの知名度の向上に向けた啓発活動の推進</p>	<p>3 保健医療福祉の有機的な連携の確保（21～22頁）</p> <p>(1) 地域包括支援センターの総合的な対応力の向上 (2) 在宅医療・介護連携の推進</p> <p>&lt;ポイント&gt; □山形県地域包括ケア総合推進センターによる研修事業の推進 □市町村による基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの更新 ●市町村の在宅医療・介護連携推進事業への支援</p>	<p>3 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護（28～30頁）</p> <p>(1) 意思決定支援の推進 (2) 高齢者虐待防止の推進 (3) 消費生活における被害を防止するための啓発</p> <p>&lt;ポイント&gt; □「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づく、地域連携ネットワークの整備 ●高齢者・障がい者虐待防止会議の開催による関係機関・団体の連携を推進 ○市町村の消費者安全確保地域協議会の設置促進及び円滑な運営のための支援</p>